

JCHO 人吉医療センター受託実習生受入れ細則

令和2年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、JCHO 人吉医療センターにおける受託実習生の受入れに関する規程（以下「規程」という。）に基づき、JCHO 人吉医療センター（以下「病院」という。）における感染及び JCHO 人吉医療センター受託実習生（以下「受託実習生」という。）の感染に関する防止対策を講じるために、受託実習生として受け入れる者の健康状態の確認並びに事故等に対する対処について定めるものとする。

(健康状態の確認)

第2条 医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、薬剤師等の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所又は医療機関団体等（以下「養成機関」という。）の長は、受託実習生の受け入れを委託する場合には、次に定める事項を確認しなければならない。

- (1) 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の感染性疾患の免疫の有無
- (2) 受託時又は受託後に、社会的に流行し感染のおそれのある疾患については、その疾患に対する免疫の有無

(申請)

第3条 養成機関の長は、医療機関において前条に定める確認を行うものとし、規程第3条に定める申請の際には、抗体価検査結果報告細則第2条別紙を添付しなければならない。

第4条 1. 院長は、規程第4条に定める受入れの許可を行う場合には、前条の結果に基づき、感染のおそれがないこと確認するものとし、感染のおそれがあると判断したときは、許可しない。
2. 規程第4条に定める受入れの許可後、感染のおそれがあることが判明したときは、許可を取り消すことができる。

(実習期間中の健康管理)

第5条 1. 受託実習生は、病院での実習期間中の健康管理に努め、第2条各号に定める疾患に罹患した場合には、速やかに養成機関の長及び院長にその旨を届け出なければならない。
2. 前項の届け出を受けた養成機関等の長及び院長は、罹患状況を確認し、実習を停止する等の措置を講じなければならない。

(賠償責任)

第6条 本院での実習期間中に、受託実習生が起因して発生した事故等により賠償責任が生じた場合には、養成機関の長の責任において対処するものとする。

附則

この細則は、令和2年度4月1日から施行する。